

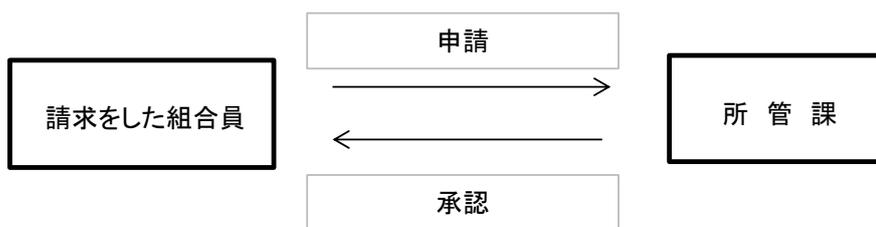
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	組合員による臨時総会招集の承認	
処 分 の 概 要	組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、総会の招集を書面にて理事に請求したにもかかわらず、請求の日から10日以内に総会招集の手続きをしない場合は、総会招集の承認を行う等	
根 拠 法 令 名	商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)	
条 項	第59条	
所 管 課	地域経済課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		7日
標準処理期間	計	7日
判断基準	商店街振興組合法施行規則第62条を基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p><商店街振興組合法></p> <p>第五十八条(抜粋)</p> <p>2 組合員が総組合員の五分之一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。</p> <p>第五十九条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続きをしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の五分之一以上の同意を得たときも、同様とする。</p> <p><商店街振興組合法施行規則></p> <p>第六十二条 法第五十九条(法第五十五条第五項において準用する場合を含む。)の規定により組合の総会の招集について承認を受けようとする者は、様式第三又は様式第四による申請書二通に、それぞれ組合員の名簿及びその総数の五分之一以上の同意を得たことを証する書面(役員改選の請求に係る場合は、その総数の五分之一以上の連署があつたことを証する書面)を添えて提出しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。